

《建設候補地調査》

■ 建設候補地の抽出と適性評価

以下の基本的要件を踏まえて抽出した建設候補地について、各項目からの適性評価を行いました。

- ① 公共交通機関の利便性
- ② 行政施設等との近接性
- ③ 商業施設などとの近接性
- ④ 開発の容易性（『市街化区域』または『開発許可が得られる市街化調整区域』であること、用地取得・活用がしやすいこと）
- ⑤ 災害想定等区域（浸水、土砂災害）に該当しないこと
- ⑥ 災害時の保健活動及び健康支援に係る町の本部機能を備えることから、災害対策本部である町役場と連携が取りやすいこと

適性評価の結果、『精華町役場敷地及び周辺地』を有力候補地として、施設整備計画を進めていくこととします。

《計画の推進に向けて》

■ 建設手順と建設計画

本基本計画に基づく基本設計、実施設計、建築工事等、業務開始に至るスケジュールについては、「精華町まちづくり基本計画」と連携を図りながら、財源確保の目途の見通しが立った段階で進めていきます。



概算建設費： 約 1,500 m² × 40 万円 = 約 6 億円

※ この概算事業費は、本体建築工事費について総床面積を 1,500 m²、1 m²あたり単価を 40 万円として想定し、事業費規模を試算したものであり、建設地の諸条件や詳細設計を進めていく過程において、総床面積や建築単価等が変動することにより、増減していく可能性があります。また、今後の物価上昇については考慮していません。

精華町健康総合拠点施設整備基本計画^(最終案) 【概要版】

＜計画の基本的な条件＞

■ 施設整備の方針

平成 31 年 3 月に策定した『精華町健康総合拠点施設整備基本構想（以下、基本構想）』において、新たに計画する施設整備の方針について次のとおり整理しています。

つなぐ・育む 笑顔と元気が生まれる健康総合拠点施設

- 方針1 安全で安心できる場所にする
- 方針2 適切な保健・子育て支援サービスが提供できる場所にする
- 方針3 必要な情報が得られ、発信できる場所にする
- 方針4 みんなが気軽に集い、交流できる場所にする
- 方針5 住民活動が発展し、協働の取り組みにつながる場所にする

■ 施設構成と付加機能

上記の方針を踏まえて、基本構想策定後の検討の中で明らかになってきた諸条件等も考慮し、実際の整備に向けた施設構成に係る考え方を次のとおりとします。

【新施設】健康総合拠点施設

- （保健センター機能）
- ▼ 子育て世代包括支援機能
 - ・ 母子健康手帳の交付等の事務手続き
 - ・ 乳幼児健診
 - ・ 母子保健事業（各種教室）
 - ・ 子育て支援事業
 - ▼ 集団成人健（検）診機能
 - ▼ 健康教育機能 等

- （付加機能）
- ・ 住民活動交流機能（子育てや健康に特化）
 - ・ 災害時保健活動機能
 - （保健活動に係る町の本部的機能）

【現施設】役場

- （付加機能）
- 住民活動交流機能（予定）

【現施設】

- 子育てサポートセンター
- （5 保育所に設置）

児童福祉法に基づく『地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）』に一元化。

《基本計画》



【外観イメージ図】

〈施設規模の想定〉
敷地面積：約 1,400 m²
建築面積：約 800 m² (建ぺい率 57.71%)
延床面積：約 1,500 m² (容積率 107.14%)



健康総合拠点施設の機能構成

ア 保健センター機能

保健施設

● 集団成人健（検）診の実施

集団成人健（検）診として、特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診を実施するとともに、特定健診の結果返却会を実施します。また、集団女性がん検診として、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨密度測定を実施します。

● 健康教育の実施

生活習慣病教室や病態別教室を開催します。集団教室で、講義・グループワーク・運動実践を実施します。また、医師などの専門家による健康講演会を実施します。

● 子育て世代の包括支援

子育て世代包括支援機能として、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦やその家族の相談に専門家が対応するとともに、切れ目のない支援を提供する役割を担います。また、子育てに関する支援を行います

- ・ 母子健康手帳の交付等の事務手続き、乳幼児健診、母子保健事業、子育て支援事業（相談支援、情報提供、講座実施等）

イ 住民活動交流機能

保健施設

住民活動や交流を支えるために、いろいろな年代の住民が気軽に集まり交流でき、子育てや健康などへの関心につながる、きっかけづくりの場とします。

また、健康や子育てに関するサークルや住民活動の支援の場として、保健センター事業等で利用されない時は、健診室や会議室を活動団体等が利用できるようにします。

ウ 災害時保健活動機能

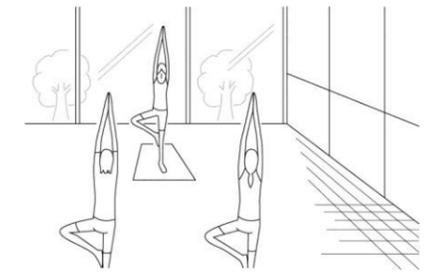
防災施設

● 町の保健活動本部機能

「健康総合拠点施設」は、災害時の保健活動に係る町の本部機能を果たすため、町の災害対策本部と連携し保健活動に係る体制を構築します。また、京都府の保健医療調整本部及び保健医療調整支部である京都府山城南保健所と連携し、保健活動を行います。

保健活動は、緊急対策、応急対策、復旧復興対策など段階に応じて下記の内容を行い、生活の安定、地域の再建に至るまで長期間にわたり展開します。

- ・ 情報収集・活動方針決定、関係機関との調整、保健衛生用資器材等の調達・管理、支援者の健康管理
- 災害時保健活動
 - ・ 避難所への救護所の設置・運営、ハイリスク者支援



健診等の保健センター事業で使用しない時は、住民活動等に利用できる健（検）診室



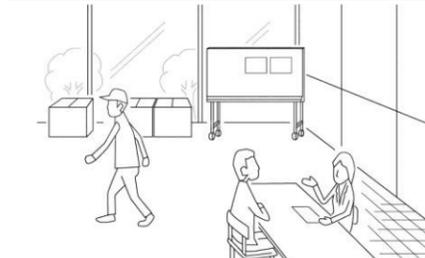
子育て世代の交流の場として利用できる子育て支援室



気軽に利用できる交流の場としてのカフェラウンジ



食育や栄養指導、住民活動支援に利用できる調理室



災害時には、町の保健活動本部機能、災害時保健活動を担う施設